

臨時号 平成25年9月2日

# 東矢本駅北地区 まちづくり通信

発行 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 広報部会

## 目次

第1回希望登録結果発表さる ～変更・追加登録を～	1～2面
新しいまちの名称募集	2面
区画利用の考え方変更のお知らせ	2面

## 第1回希望登録結果発表さる ～変更・追加登録を～ 【提出期限：9月9日（月）】

東矢本駅北地区に移転し、自力で住宅を建築する世帯（合計258世帯）から返送された第1回希望登録の内容を整理し、8月28日（水）付で結果を郵送しました。

### 【超過しなかったブロック】

大曲1・大曲2・大曲3・大曲4・矢本東2・矢本東3・矢本東5・矢本東7・矢本東9の計9ブロックについては、対象区画数と同数または少ない希望世帯数であったため、ブロック決定となります。

なお、今後決定したブロックを変更することはできません。

ブロックが決定した方々には、「区画調整会」まで、しばらくお待ちいただきます。

空きの区画があるブロックには、これから希望世帯の変更・追加登録があるかと思われますので、変更・追加登録の結果にも注目しててください。

### 【超過したブロック】

大曲5・矢本東1・矢本東4・矢本東6・矢本東8の計5ブロックで、対象区画数に対して希望世帯数が超過しています。

これらのブロックに希望された世帯は、次の手順に進んでいただきます。

#### ① 変更・追加登録

第1回希望登録結果にあるブロックごとの希望状況を見ながら、お送りしました「変更・追

加登録用紙」に必要事項をご記入のうえ、郵送してください。提出期限は、9月9日（月）です。

なお、変更・追加登録用紙の記入のしかたにつきましては、同封の資料等をよくお読みください。超過しているため、まだ空き区画のあるブロックに「変更する」という選択もありますし、「変更しない」で待っているという選択もあります。

#### ② 変更・追加登録の結果発表

9月9日（月）までに提出していただいた変更・追加登録の結果を整理し、9月18日（水）までに郵送する予定です。

#### ③ ブロックの決定

変更・追加登録の結果、希望したブロックの区画数よりも希望世帯が少ない場合には、そのブロックで決定となります。

#### ④ ブロック調整会の開催

変更・追加登録により、希望したブロックの希望世帯数が空き区画数よりも超過した場合には、9月28日（土）・29日（日）に「ブロック調整会」を行います。開催のお知らせは、変更・追加登録の結果で、超過したブロックを希望した世帯を対象に、日時と場所を指定してご案内いたします。第1回希望登録の結果で超過しなかったブロックが、変更・追加登録の結果で超過した場合、変更・追加登録で希望した方のみが対象者となります。

「ブロック調整会」には、できればご本人、どうしてもご都合がつかない場合はご家族・知人・

友人等を代理人として出席をお願いします。「ブロック調整会」で話し合い、または抽選によってブロックを決定します。

なお、変更・追加登録をした結果、希望世帯数が超過していて、単独世帯とグループ世帯が混在するブロックは、対象区画を個別枠とグループ枠に分けて調整することになります。

### ⑤ 第2回希望登録

ブロック調整会を終えた段階で、ブロックが決まらない世帯もあるものと思われませんが、その場合は、空き区画のあるブロックを対象に第2回希望登録を実施します。

#### 【重複した連続利用区画】

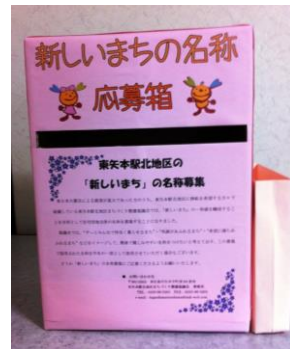
連続利用区画に応募された2組の世帯の希望が重複しました。この場合も、変更・追加登録をお送りしておりますので、9月9日(月)までに投函をお願いします。その後の手順は、**【超過したブロック】**と同じです。

全世帯のブロックが決定しましたら、ブロックごとにお集まりいただき、「**区画調整会**」を行います。「区画調整会」では、希望の区画を出し合い、最終的には抽選などで、どの世帯がどの区画に入るかが決めることとなります。

## 新しいまちの名称募集

同封の募集要項にありますとおり、東矢本駅北地区の「新しいまち」の名称を募集します。

なお、応募の締め切りは10月31日(木)となります。



「新しいまち」の名称応募箱は、

- ・市役所矢本庁舎・鳴瀬庁舎
- ・市コミュニティセンター
- ・市図書館
- ・市民センター(矢本東/矢本西/大曲/赤井/大塩/小野/野蒜/宮戸)
- ・仮設住宅集会所(矢本運動公園/グリーンタウンやもと)

に設置しています。

### 「新しいまちの名称選考委員会」委員募集！！

「新しいまち」の名称募集に伴い、選考委員会の委員になってくださる方を募集します。

協議会役員からは14名を予定していますが、新たに10名程度を募集します。あなたも選考委員として会議に参加してみませんか？

協議会会員とご家族であれば応募可能です。ただし、応募者多数の場合、全ての方が選考委員に確実になれるというわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

なお、委員会の開催は10月中旬以降を予定しています。

委員になりたい方は、9月30日(月)までに事務局までご連絡ください。

## 区画利用の考え方変更のお知らせ

8月26日(月)に開催した役員会において、以下の変更についてお知らせがありました。詳しくは市報等でお知らせする予定とのことです。

☆借地料の減額対象者が3親等以内の親族まで拡大!!! (移転当初から移転対象者と同一の住民基本台帳に登録されている場合のみ)

### 編集後記

今回は、集団移転を対象に行っている区画決定の、ブロック決めの途中経過と、「新しいまち」の名称募集開始をお知らせするため、「臨時号」という形で皆さまのお手元にまちづくり通信をお届けすることになりました。

「新しいまちの名称選考委員会」には広報部会員全員が委員として参加します。後世に残る、世界に誇れる「まち」の名前にしたいですね。ぜひ、皆さんからのご応募をお待ちしております。(広報部会長 土門一枝)

皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。(【集団移転に関する何でも相談窓口】開設中) 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦 84 番地 としまち研東松島事務所内(事務局:阿部久美子、青山秀明)  
Tel: 0225-98-5291/ fax: 0225-98-5293/ E-mail: higashimatsushima@tnk-web.com